

高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児（通所・入所）給付費のご案内

高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児（通所・入所）給付費（以下、高額障害福祉サービス等給付費等と呼びます。）とは、同じ世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いた場合等に、1か月の利用者負担額の合計が世帯の基準額を超えた場合、超過した金額が支給される制度です。

1 合算の対象となる世帯の範囲

合算の対象となる世帯の範囲は、利用者の年齢によって、以下の2つのいずれかの範囲となります。

サービス等の利用者	合算の対象となる世帯の範囲
18歳以上の障害者 ※施設に入所する18、19歳は除く。	障害のある方（ご本人）とその配偶者
18歳未満の障害児 ※施設に入所する18、19歳を含む。	住民票上の世帯

2 合算の対象となるサービス利用料

同じ世帯に属する方が、以下のサービス等のいずれか2つ以上を利用している場合に、同一の月に支払った利用者負担額（1割負担額）が合算対象です。

1	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスなどに係る利用者負担額 例：居宅介護、短期入所、就労継続支援 など
2	介護保険の利用者負担額（高額介護サービス費等 [※] により償還された費用を除く） 例：訪問介護、通所リハビリ など （注）同一の方が障害福祉サービスを併用している場合に限り合算対象。
3	補装具費の利用者負担額 （注）同一の方が障害福祉サービス等を併用している場合に限り合算対象。
4	児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所支援の利用者負担額 例：放課後等デイサービス、児童発達支援 など

※介護保険法における高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護サービス費を指します。

③ 基準額

サービスの利用者負担額の合計が以下の世帯の基準額を超えた場合、超過した金額を助成します。

利用のパターン	世帯の基準額
同じ世帯に属するかたが、 <ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス・介護保険サービス※¹・障害児（通所・入所）支援・補装具※⁴ のいずれか2つ以上を利用。	37,200 円 ※ ² ※ ³

- (※1) 介護保険サービス利用者については、同一の方が障害福祉サービスも併用している場合に限り合算対象となります。
- (※2) 高額障害福祉サービス等給付費等の「世帯の基準額」は受給者証の「負担上限月額」と異なる場合があります。
- (※3) 以下の場合に該当するときは、受給者証に記載されている負担上限月額のうち、高いほうの額が基準額となります。
- ・一人の児童が複数の受給者証（障害福祉サービス受給者証・児童通所受給者証）でサービスを受けている場合。
 - ・障害児の兄弟がそれぞれサービスを利用している場合。
- (※4) 補装具費の支給がある月は、補装具費の上限額が基準額となります。

④ 申請方法

船橋市では、当市で把握しており、本制度の対象になる可能性が高い方には、障害福祉課または療育支援課から毎年秋頃に案内文を送付しています。案内に従って申請書等必要書類をご提出ください。

※複数の法律に基づくサービスの負担額の合算が完了したのちに高額障害福祉サービス等給付費を支給するため、前々年8月～前年7月サービス利用分の償還に関する勧奨通知をお送りします。

尚、案内文は届いていないものの、本制度の対象になると思われる場合等には、お手数ですが障害福祉課または療育支援課までお問い合わせください。

5 ご注意いただきたい点 (介護保険サービス利用者のみ)

高額障害福祉サービス等給付費は、介護保険法における高額介護サービス費等により利用者負担額が償還された後に、尚残る利用者負担額が償還対象となります。

そのため、高額介護サービス費等の対象者は、高額障害福祉サービス等給付費を申請する際に、あらかじめ高額介護サービス費等の支給を受ける必要があります。

高額介護サービス費等の対象となった方には介護保険課、国保年金課からお知らせの文書をお送りしていますので、それぞれの支給決定を受けた後に、高額障害福祉サービス等給付費の申請をしていただくようお願いいたします。

6 算定例

【★算定例1】

一人の方が複数のサービスを利用している場合 (基準額=37,200円)

- 【障害福祉サービス】 利用者負担額：25,000円
→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労継続支援など
- 【介護保険】 利用者負担額：30,000円
→訪問介護・訪問看護・通所リハ・福祉用具貸与など

【世帯の利用者負担額の合計】 25,000円 + 30,000円 = 55,000円

【償還される金額】 55,000円 (合計負担額) - 37,200円 (基準額) = 17,800円

【★算定例2】

兄弟で複数のサービスを利用している場合 (基準額=4,600円)

- 【障害福祉サービス 一人目】 利用者負担額：3,000円
→居宅介護、重度訪問介護、短期入所など
- 【児童通所支援 二人目】 利用者負担額：4,600円
→放課後等デイサービスなど

【世帯の利用者負担額の合計】 3,000円 + 4,600円 = 7,600円

【償還される金額】 7,600円 (合計負担額) - 4,600円 (基準額) = 3,000円

【★算定例3】

兄弟で複数のサービス（補装具を含む）を利用している場合（基準額＝37,200円）



【障害福祉サービス 一人目】利用者負担額：3,000円

→居宅介護、重度訪問介護、短期入所など



【児童通所支援 二人目】利用者負担額：4,600円

→放課後等デイサービスなど

【補装具費】利用者負担額：37,200円

→車椅子の支給など

【世帯の利用者負担額の合計】3,000円 + 4,600円 + 37,200 = 44,800円

【償還される金額】 44,800円（合計負担額） - 37,200円（基準額） = 7,600円

《お問い合わせ先》

高額障害福祉サービス等給付費について

（障害福祉サービス、補装具費、介護保険サービスの合算について）

船橋市健康福祉局

福祉サービス部 障害福祉課 計画係

電話：047-436-2307

FAX：047-433-5566

Mail：shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp

高額障害児（通所・入所）給付費について

（放課後等デイサービス、児童発達支援等の合算について）

船橋市健康福祉局

子育て支援部 療育支援課 管理給付係

電話：047-436-2342

FAX：047-436-2549

Mail：ryoiku@city.funabashi.lg.jp